**資料 61**

＜震災応急 p7＞

# 応　援　要　請　書

足防災第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

（栃木県知事）
〇〇市町村長　　　　　　　　様

足利市長　　　　　　　　　印

応　援　要　請　書

災害対策基本法第67、68条の規定により、次のとおり応援を要請します。

| 応援を求める理由 | |
|---|---|
| 応援の概要 | |
| 応援期間 | |
| その他 | |

# 自衛隊災害派遣要請依頼書

年　　月　　日

県　知　事　あ　て

足　利　市　長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1．災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する事由

2．派遣を希望する期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

3．派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（遭難者の捜索救助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4．その他参考となるべき事項（作業用資材、宿泊施設の準備状況等）

# 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年　　月　　日

県 知 事 あ て

足 利 市 長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１．撤収要請依頼日時

年　　月　　日　　時

２．派遣要請依頼日時

年　　月　　日　　時

３．撤 収 作 業 場 所

４．撤 収 作 業 内 容

資料 63

＜震災応急 p13＞

# 情 報 伝 達 系 統 図

＜震災応急 p13＞

# 災害通信利用系統図

＜震災応急 p13, 風水応急 p15＞

# 防災関係機関災害時連絡先一覧

| 機関名 | 所在地 | 電話 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 栃木県(危機管理課、消防防災課) | 宇都宮市塙田1-1-20 | (028)623-2136 | |
| 足利市議会 | 本城三丁目2145 | 20-2204 | |
| 足利労働基準監督署 | 大正町864 | 41-1188 | |
| 関東農政局宇都宮地域センター | 宇都宮市中央2－1－16 | (028)633-3311 | |
| 渡良瀬川河川事務所 | 田中町661-3 | 73-5551 | |
| 宇都宮国道事務所小山出張所 | 小山市大字乙女1433-2 | (0285)45-9770 | |
| 足利郵便局 | 元学町822-１ | 42-7653 | |
| 安足土木事務所 | 伊勢町四丁目19 | 41-2331 | |
| 安足健康福祉センター | 真砂町1-1 | 41-5900 | |
| 足利警察署 | 千歳町94-7 | 43-0110 | |
| 足利赤十字病院 | 五十部町284-1 | 21-0121 | |
| あしかがの森足利病院 | 大沼田町615 | 91-0611 | |
| 東日本電信電話㈱栃木支店 | 宇都宮市平出工業団地48-2 | (028)662-4256 | |
| 東京電力㈱栃木南支社 | 小山市駅東通り2-23-25 | (0285)35-5211 | |
| 足利ガス㈱ | 錦町27-1 | 41-7191 | |
| (社)栃木県トラック協会 | 野田町1120-20 | 72-1768 | |
| 足利市医師会 | 大正町863-5 | 41-3413 | |
| 足利薬事協会 | 常見町622-5 | 44-2238 | |
| 足利市建設業協力会 | 朝倉町二丁目2-5 | 71-0044 | |
| 東日本旅客鉄道㈱足利駅 | 伊勢町118 | 41-2332 | |
| 東武鉄道㈱足利市駅 | 南町3694 | 71-1073 | |
| 下野新聞社足利総局 | 大橋町二丁目1821 | 40-1023 | |

# 通信施設一覧

（1）有線通信施設（専用）

| 施設の名称 | 所　在　地 | 電　　　話 | 備　　　考 |
|---|---|---|---|
| 足　利　警　察　署 | 千歳町94-7 | (43) 0110 | |
| Ｊ　Ｒ　足　利　駅 | 伊勢町118 | (41) 2332 | |
| 東　武　足　利　市　駅 | 南町3694 | (71) 1073 | |

（2）無線通信施設

| 施設の名称 | 局種 | 呼　出　符　合 | 電波型式 | 周波数（MHｚ） | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 足利警察署 | 固基 | あ　し　か　が | F3E | T152.83<br>R148.83 | 千歳町94-7 | (43)0110 |
| | 移 | あしかが 1，31，32，55，56，61，63，64，91，101 | 〃 | 〃 | | |
| 渡良瀬川<br>河川事務所 | 固基 | けんせつわたらせ | 〃 | 153.19 | 田中町661 | (73)5551 |
| | 移 | けんせつわたらせ 1，51～59 | 〃 | | | |
| 東京電力㈱<br>足利営業ｾﾝﾀｰ | 固基 | と　う　で　ん　あ　し　か　が | 〃 | 153.97 | 相生町386-6 | (81)2252 |
| | 移 | とうでんあしかが 1～16,31～35<br>51～57，201～209 | 〃 | | | |
| 足利市役所<br>上下水道部<br>消防本部<br>河南消防署 | 固基 | ぼうさいあしかがきかく，としけいかく，どうろかせん，かんきょうすいしん，のうむ，すいどう，つうしんしれい，そうむ | MCA | 800帯 | 本城三丁目2145<br>大正町863<br>堀込町190-1 | (20)2222 |
| | 移 | ぼうさいあしかが 1～17,101～117，201～204 | MCA | | | |
| 足利市<br>消防本部<br><br>足利市<br>中央消防署 | 固基 | あしかがしょうぼう | F3E | 150.45<br>150.73<br>152.77<br>148.75<br>154.15 | 堀込町190-1 | (71)9222 |
| | 移 | あしかがしれい　1<br>あしかがささつ　1<br>あしかがこうほう１<br>あしかがちゅうおうかがく１<br>あしかがちゅうおうすいそう１<br>あしかがちゅうおう１～２<br>あしかがはしご２<br>あしかがちゅうおうこうほう１<br>あしかがちゅうおうしき１<br>あしかがさぎょう１<br>あしかがしきざい１ | 〃 | | 大正町863 | (41)3197 |
| 足利市<br>消防本部<br><br>足利市<br>中央消防署 | 携 | あしかが101～103<br>あしかがよぼう101～103<br>あしかがけいぼう101,102<br>あしかがちゅうおう 101～104,201～204<br>あしかがさぎょう205<br>あしかがちゅうおうきゅうきゅう301,302<br>あしかがはしご402<br>あしかがちゅうおう601,701 | 〃 | 〃 | 大正町863 | (41)3197 |

| 施設の名称 | 局種 | 呼出符合 | 電波型式 | 周波数(MHｚ) | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 足利市<br>中央消防署<br>東分署 | 移 | あしかがひがしすいそう1<br>あしかがひがし1<br>あしかがひがしこうほう1 | 〃 | 〃 | 川崎町1324 | (91)0509 |
| 〃 | 携 | あしかがひがし101,201,202<br>あしかがひがしきゅうきゅう301 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 足利市<br>中央消防署<br>西分署 | 移 | あしかがにしかがく1<br>あしかがにし1<br>あしかがにしこうほう1 | 〃 | 〃 | 葉鹿町2-3-2 | (62)0119 |
| 〃 | 携 | あしかがにし101,201,202,701<br>あしかがにしきゅうきゅう301 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 足利市<br>河南消防署 | 移 | あしかがかなんかがく1<br>あしかがかなん1<br>あしかがきゅうじょ1<br>あしかがかなんしき1<br>あしかがかなんこうほう1 | 〃 | 〃 | 堀込町190-1 | (71)9222 |
| 〃 | 携 | あしかがつうしん101<br>あしかがかなん101～104,201,202,601<br>あしかがかなんきゅうきゅう301<br>あしかがはしご401<br>あしかがきゅうじょ501<br>あしかがつうしん701 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 足利市<br>河南消防署<br>南分署 | 移 | あしかがみなみすいそう1<br>あしかがみなみ1<br>あしかがみなみこうほう1 | 〃 | 〃 | 上渋垂町1233 | 71-2000 |
| 〃 | 携 | あしかがみなみ101,201,202<br>あしかがみなみきゅうきゅう301 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 足利市<br>消防本部 | 固基 | あしかがしょうぼう | F3E | T 147.46<br>R 143.46 | 堀込町190-1 | (71)9222 |
| 足利市<br>中央消防署 | 移 | あしかがちゅうおうきゅうきゅう1～2 | | T 143.46<br>R 147.46<br>150.45<br>150.73<br>152.77<br>148.75<br>154.15 | 大正町863 | (41)3197 |
| 足利市<br>中央消防署<br>東分署 | 移 | あしかがひがしきゅうきゅう 1 | 〃 | 〃 | 川崎町1324 | (91)0509 |
| 足利市<br>中央消防署<br>西分署 | 移 | あしかがにしきゅうきゅう 1 | 〃 | 〃 | 葉鹿町2-3-2 | (62)0119 |
| 足利市<br>河南消防署 | 移 | あしかがかなんきゅうきゅう 1 | 〃 | 〃 | 堀込町190-1 | (71)9222 |
| 足利市<br>河南消防署<br>南分署 | 移 | あしかがみなみきゅうきゅう 1 | 〃 | 〃 | 上渋垂町1233 | 71-2000 |
| 足利ガス㈱ | 固基 | あしかががす | 〃 | 147.60 | 錦町27－1 | (41)7191 |
| 〃 | 移 | あしかががす 1～29,101～105 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

＜震災応急 p17･88＞

# 被害の認定基準

| 被害区分 | | 認定基準等 |
|---|---|---|
| 人的被害 | | |
| | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。 |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 |
| | 重傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月以上の治療を要する見込みのものとする。 |
| | 軽傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月未満で治療できる見込みのものとする。 |
| 住家被害 | | ※　住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| | 全壊 | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70％以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50％以上に達した程度のものとする。 |
| | 大規模半壊 | 住家の構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものとする。 |
| | 半壊 | 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20％以上50％未満のものとする。 |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| | 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊･半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 |
| 非住家被害 | | 非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。<br>非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。 |
| | 公共建物 | 例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 |

| 被害区分 | | 認定基準等 |
|---|---|---|
| その他 | 田の流失・埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 |
| | 田の冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 |
| | 畑の流失・埋没、畑の冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。 |
| | 文教施設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 |
| | 病院 | ※　医療法第１条第１項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。 |
| | 道路 | 道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 |
| | 橋りょう | 道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 |
| | 被害船舶 | ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| | 電話 | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | 水道 | 上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 |

<table>
<tr><th colspan="3">被害区分</th><th>認定基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td colspan="2">り災世帯</td><td>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。<br>例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊しているもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">り災者</td><td>り災世帯の構成員とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災発生</td><td>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">被害金額</td><td colspan="2"></td><td>災害中間年報（※ただし現在休止中）及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>公共の文教施設とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村</td><td>公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td>農産被害</td><td>農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。</td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</td></tr>
</table>

# 栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)　「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2)　「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

(3)　「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

(4)　「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

(5)　市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1)　様式

ア　火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。(爆発を除く。)

イ　特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ　救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ　災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2)　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5　報告に際しての留意事項

(1)　「第２　即報基準」「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

(2)　市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3)　県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4)　市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

(5)　市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

(6)　(1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7)　消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。

(8)　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

## 第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1　火災即報

(1)　一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

(ｱ)　特定防火対象物で死者の発生した火災

(ｲ)　高層建築物の１１階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ｳ)　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(ｴ)　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

(ｵ)　損害額１億円以上と推定される火災

(ｶ) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ 林野火災

(ｱ) 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(ｲ) 空中消火を要請又は実施したもの

(ｳ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(ｴ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ) 航空機火災

(ｲ) 社会的影響度が高い船舶火災

(ｳ) トンネル内車両火災

(ｴ) 列車火災

エ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

2 特定の事故即報

(1) 一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が３人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ｱ) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ) 負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ) ５００キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(ｵ) 湖沼・河川への危険物流出事故

(ｶ) 高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ 原子力災害等

(ｱ) 放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｲ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故
・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

(2)　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

(ｱ)　崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｳ)　台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｴ)　突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ　雪害

(ｱ)　雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(ｲ) 火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第３ 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１ 火災即報

(1) 交通機関の火災

第２の１(2)ウに同じ。

(2) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２ 特定の事故即報

(1) 危険物等に係る事故

ア 第２の２(2)ア(ｱ)(ｲ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ) ５００キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ 市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

(2) 原子力災害等

第２の２(2)イに同じ。

(3) 爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３ 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急･救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４ 武力攻撃災害

第２の４(1)(2)に同じ。

５ 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の５の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４ 記入要領

第１号・第２号・第３号・第４号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災即報＞

１ 第１号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を〇で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防

機関による応援活動状況も記入すること。
(3)　救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。(消防機関等による応援活動の状況を含む。)
(4)　災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。
(5)　その他参考事項
次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。
ア　死者3人以上生じた火災
(ｱ)　死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要
a　建物等の用途、構造及び環境
b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過
(ｲ)　火災の状況
a　発見及び通報状況
b　避難状況
イ　建物火災で個別基準の(ｵ)又は(ｶ)に該当する火災
(ｱ)　発見及び通報状況
(ｲ)　延焼拡大の理由
a 消防事情　b 都市構成　c 気象条件　d その他
(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称
(ｴ)　り災者の避難保護状況
(ｵ)　市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
ウ　林野火災
(ｱ)　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
(ｲ)　林野植生
(ｳ)　自衛隊派遣要請、出動状況
(ｴ)　空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）
エ　交通機関の火災
(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要
(ｲ)　焼損状況、焼損程度

＜特定の事故即報＞

2　第2号様式（特定の事故）
(1)　事故名（表頭）及び事故種別
特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。
(2)　事業所名
「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。
(3)　覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
(4)　物質区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。
(5)　施設の区分
欄中該当する記号を○で囲むこと。
(6)　施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入する

こと。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

(7)　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11)　原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故等）

(1)　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2)　事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3)　死傷者等

ア　「負傷者等」には急病人等を含む。

イ　「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4)　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5)　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6)　消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8)　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4　第４号様式

(1)　第４様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ)　発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ)　災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

(2)　第４様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ　災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ　備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(ｲ)　災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(ｴ)　応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況

・避難所設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況
・災害ボランティア活動状況

附　則

この要領は、平成　２年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成　７年　１月１７日から施行する。
この要領は、平成　８年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年　２月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年１２月　１日から施行する。
この要領は、平成１５年　６月２７日から施行する。
この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成１６年　３月　１日から施行する。
この要領は、平成１６年１１月　１日から施行する。
この要領は、平成１８年　３月２０日から施行する。
この要領は、平成１９年　３月３１日から施行する。
この要領は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　５月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　９月　９日から施行する。
この要領は、平成２１年　３月２３日から施行する。
この要領は、平成２２年　３月２９日から施行する。
この要領は、平成２４年　３月３０日から施行する。
この要領は、平成２４年　５月３１日から施行する。

別表１　連絡先

<table>
<tr><td rowspan="4">県</td><td rowspan="4">終日</td><td rowspan="4">県民<br>生活部<br>消防<br>防災課</td><td rowspan="2">防災行政<br>ネットワーク</td><td>電話</td><td>５００－２１３６</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>５００－２１４６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０２８－６２３－２１３６</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０２８－６２３－２１４６</td></tr>
<tr><td rowspan="8">消<br>防<br>庁</td><td rowspan="4">勤務時間内<br>（平日９時３０分<br>～<br>１８時１５分）</td><td rowspan="4">応急<br>対策室</td><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０３－５２５３－７５２７</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０３－５２５３－７５３７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域衛星<br>ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９０１３</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９０３３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td rowspan="4">宿直室</td><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０３－５２５３－７７７７</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０３－５２５３－７５５３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域衛星<br>ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９１０２</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９０３６</td></tr>
</table>

資料68

第１号様式（火災）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　報

<table>
<tr><td colspan="2">送付先：栃木県県民生活部消防防災課</td><td>報告日時</td><td>年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>終日</td><td>⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/</td><td rowspan="2">市町<br>（消防本部名）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>(NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>報告者名</td><td>（℡　　　　）</td></tr>
</table>

（　月　日　時　分現在）

※　爆発を除く。

<table>
<tr><td>火災種別</td><td colspan="3">１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他</td></tr>
<tr><td>出火場所</td><td></td><td>栃木県防災情報マップ</td><td>6-　,　-<br>（英字）（数字）</td></tr>
<tr><td>出火日時<br>（覚知日時）</td><td>月　日　時　分<br>（　月　日　時　分）</td><td>（鎮圧日時）<br>鎮火日時</td><td>（　月　日　時　分）<br>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>火元の業態・用途</td><td></td><td>事業所名<br>（代表者氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td>出火箇所</td><td></td><td>出火原因</td><td></td></tr>
<tr><td>死傷者</td><td>死者（性別・年齢）　人<br>負傷者　重　症　人<br>中等症　人<br>軽　症　人</td><td>死者の生じた理由</td><td></td></tr>
<tr><td>建物の概要</td><td colspan="3">構造　　　　　建築面積<br>階層　　　　　延べ面積</td></tr>
<tr><td>焼損程度</td><td>焼損棟数　全　焼　棟<br>半　焼　棟<br>部分焼　棟<br>ぼ　や　棟　計　棟</td><td>焼損面積</td><td>建物焼損床面積　㎡<br>建物焼損表面積　㎡<br>林野焼損面積　a</td></tr>
<tr><td>り災世帯数</td><td></td><td>気象状況</td><td></td></tr>
<tr><td>消防活動状況</td><td colspan="3">消防本部（署）　台　人<br>消　防　団　台　人<br>人<br>そ　の　他</td></tr>
<tr><td>救急・救助活動状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">その他参考事項</td></tr>
</table>

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　報

| 送付先：栃木県県民生活部消防防災課 | | 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|---|
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 市町<br>（消防本部名） | |
| 第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>(NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136) | | | |
| 事故名　1　危険物等に係る事故<br>2　原子力施設等に係る事故<br>3　その他特定の事故 | | 報告者名 | （TEL　　） |

（　月　日　時　分現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事故種別 | 1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　　） | | |
| 発生場所 | | | |
| 事業所名 | | | |
| 発生日時<br>（覚知日時） | 月　日　時　分<br>（　月　日　時　分） | 発見日時 | 月　日　時　分 |
| | | 鎮火日時<br>（処理完了） | 月　日　時　分 |
| 消防覚知方法 | | 気象状況 | |
| 物質の区分 | 1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス<br>5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　　　） | 物　質　名 | |
| 施設の区分 | 1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　　） | | |
| 施設の概要 | | 危険物施設の区分 | |
| 事故の概要 | | | |
| 死傷者 | 死者（性別・年齢）　　人 | 負傷者等　人（　人）<br>重　症　人（　人）<br>中等症　人（　人）<br>軽　症　人（　人） | |

| 消防防災活動状況及び救急・救助活動状況 | | 出場機関 | | 出場人員 | 出場資機材 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業所 | 自衛防災組織 | 人 | |
| | | | 共同防災組織 | 人 | |
| | | | その他 | 人 | |
| | | 消防本部（署） | | 台<br>人 | |
| | | 消防団 | | 台<br>人 | |
| | 警戒区域の設定　月　日　時　分 | 自衛隊 | | 人 | |
| | 使用停止命令　月　日　時　分 | その他 | | 人 | |

| | |
|---|---|
| 災害対策本部等の設置状況 | |
| その他参考事項 | |

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　　　　　　　　　　　　　第　　　報

| 送付先：栃木県県民生活部消防防災課 | | 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|---|
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 市町<br>（消防本部名） | |
| ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) | | 報告者名 | （℡　　　） |

（　月　日　時　分現在）

| 事故災害種別 | １　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態 | | |
|---|---|---|---|
| 発生場所 | | | |
| 発生日時<br>（覚知日時） | 月　日　時　分<br>（　月　日　時　分） | 覚知方法 | |
| 事故等の概要 | | | |
| 死傷者等 | 死者（性別・年齢）<br>計　人<br>不明　人 | 負傷者等　人（　人）<br>重　症　人（　人）<br>中等症　人（　人）<br>軽　症　人（　人） | |
| 救助活動の要否 | | | |
| 要救護者数（見込） | | 救助人員 | |
| 消防･救急･救助<br>活動状況 | | | |
| 災害対策本部等<br>の設置状況 | | | |
| その他参考事項 | | | |

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

**（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）**

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　　　第　　　報

<table>
<tr><td colspan="2">送付先：栃木県県民生活部消防防災課</td><td>報告日時</td><td>年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>終日</td><td>⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146</td><td>市町<br>（消防本部名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>【県から要求した場合は除く】<br>(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)</td><td>報告者名</td><td>（℡　　　）</td></tr>
</table>

（　月　日　時　分現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="5"></td><td>発生日時</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死者</td><td>人</td><td>不明</td><td>人</td><td rowspan="2">住　家</td><td>全壊</td><td>棟</td><td>一部破損</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計</td><td>人</td><td>半壊</td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急対策の状況</td><td>災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="10"></td></tr>
</table>

《消防防災課確認事項》

1　死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2　住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3　非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4　住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5　道路、崖くずれの状況について確認する。

（注）<u>第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。</u>
<u>（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）</u>

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 送付先：栃木県県民生活部消防防災課　(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)<br>※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】 |
|---|---|---|

| 市町名<br>（消防本部名） | |
|---|---|
| 報告者名 | （TEL　　） |
| 災害名<br>・<br>報告番号 | 災害名<br>第　　報<br>（　月　日　時現在） |

| 区分 | | | | 被害 |
|---|---|---|---|---|
| 人的被害 | 死者 | | 人 | |
| | 行方不明者 | | 人 | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | |
| | | 軽傷 | 人 | |
| 住家被害 | 全壊 | | 棟 | |
| | | | 世帯 | |
| | | | 人 | |
| | 半壊 | | 棟 | |
| | | | 世帯 | |
| | | | 人 | |
| | 一部破損 | | 棟 | |
| | | | 世帯 | |
| | | | 人 | |
| | 床上浸水 | | 棟 | |
| | | | 世帯 | |
| | | | 人 | |
| | 床下浸水 | | 棟 | |
| | | | 世帯 | |
| | | | 人 | |
| 非住家※1 | 公共建物 | | 棟 | |
| | その他 | | 棟 | |

| 区分 | | | | 被害 |
|---|---|---|---|---|
| その他 | 田 | 流出・埋没 | ha | |
| | | 冠水 | ha | |
| | 畑 | 流出・埋没 | ha | |
| | | 冠水 | ha | |
| | 文教施設 | | 箇所 | |
| | 病院 | | 箇所 | |
| | 道路 | | 箇所 | |
| | 橋りょう | | 箇所 | |
| | 河川 | | 箇所 | |
| | 砂防 | | 箇所 | |
| | 清掃施設 | | 箇所 | |
| | 崖くずれ | | 箇所 | |
| | 鉄道不通 | | 箇所 | |
| | 被害船舶 | | 隻 | |
| | 水道 | | 戸 | |
| | 電話 | | 回線 | |
| | 電気 | | 戸 | |
| | ガス | | 戸 | |
| | ブロック塀等 | | 箇所 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | り災世帯数※2 | | 世帯 | |
| | り災者数※2 | | 人 | |
| | 火災発生※3 | 建物 | 件 | |
| | | 危険物 | 件 | |
| | | その他 | 件 | |

| 区分 | | | 被害 |
|---|---|---|---|
| 公立文教施設 | | 千円 | |
| 農林水産業施設 | | 千円 | |
| 公共土木施設 | | 千円 | |
| その他の公共施設 | | 千円 | |
| 小計 | | 千円 | |
| 公共施設被害市町数 | | 団体 | |
| その他 | 農産被害 | 千円 | |
| | 林産被害 | 千円 | |
| | 畜産被害 | 千円 | |
| | 水産被害 | 千円 | |
| | 商工被害 | 千円 | |
| | その他 | 千円 | |
| 被害総額 | | 千円 | |

| 災害対策本部等の設置状況 | |
|---|---|
| | 設置　　月　　日　　時　　分 |
| | 解散　　月　　日　　時　　分 |
| 災害救助法適用状況 | |
| 消防職員出動延人数 | 人 |
| 消防団員出動延人数 | 人 |

| 備考 |
|---|
| 災害発生場所<br><br>災害発生年月日<br>災害の種類概況<br><br>応急対策の状況<br>１１９番通報件数<br>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況<br>・避難の勧告・指示の状況<br>・避難所の設置状況<br>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況<br>・自衛隊の派遣要請、出動状況<br>・災害ボランティアの活動状況<br>その他 |

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

H24 年 5 月

# 即報基準一覧

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

| | | | |
|---|---|---|---|
| 県 | （終日⇒消防防災課） | 防災行政 NW | 500-2136<br>500-2146(FAX) |
| | | NTT 回線 | 028-623-2136<br>028-623-2146(FAX) |
| 消防庁 | （勤務時間内⇒応急対策室） | NTT 回線 | 03-5253-7527<br>03-5253-7537(FAX) |
| | | 地域衛星 NW | 発信特番-048-500-90—49013<br>発信特番-048-500-90—49033(FAX) |
| | （勤務時間外⇒宿直室） | NTT 回線 | 03-5253-7777<br>03-5253-7553(FAX) |
| | | 地域衛星 NW | 発信特番-048-500-90—49102<br>発信特番-048-500-90—49036(FAX) |

報告すべき火災・災害等を覚知したとき**直ちに第 1 報を報告**（**判断に迷う場合は報告**）　⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。
以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

## 即　報

※第 1 報については報告した旨電話連絡（県から要求した場合を除く）

直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第 1 報報告。
（要請があった時は以降も引き続き報告）

### 第 1 号様式使用

**1 火災発生（おそれ含む）**

① 一般基準
- □ 死者 3 人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 建物火災
- □ 特定防火対象物で死者発生
  - 例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
- □ ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- □ 11 階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- □ 国指定重要文化財又は特定違反対象物
- □ 建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上（推定）
- □ 損害額 1 億円以上（推定）
- □ 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

B 林野火災
- □ 焼損面積 10ha 以上（推定）
- □ 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施
- □ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高
- □ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災
- □ 航空機
- □ 社会的影響度が高い船舶
- □ トンネル内の車両
- □ 列車

D その他
- □ 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの
  （例：消火活動を著しく妨げる毒性ｶﾞｽの放出を伴う火災）

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃・緊急対処事態発展可能性有）

### 第 2 号様式使用

**2 特定の事故発生（おそれ含む）**

① 一般基準
- □ 死者 3 人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 危険物等（危険物･高圧ガス･可燃性ガス･毒物･劇物･火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
- □ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
- □ 負傷者 5 名以上発生
- □ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- □ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響有
- □ 500kl 以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- □ 湖沼、河川への流出
- □ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
  - ▽ 湖沼･河川へ流出し、防除･回収等が必要
  - ▽ 500kl 以上のタンクからの漏洩等
- □ 市街地又は高速道路上等におけるﾀﾝｸﾛｰﾘｰの事故で次に該当
  - ▽ 火災
  - ▽ 漏洩
  - ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等
- □ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- □ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故
- □ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（不特定対数者出入建物での爆発異臭等）

### 第 3 号様式使用

**3 救急・救助事故発生（おそれ含む）**

- □ 死者 5 人以上の救急事故
- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急事故
- □ 要救助者 5 人以上の救助事故
- □ 覚知から救助完了までの所用時間 5 時間以上の救助事故
- □ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

例
- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
  - ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - ▽ バスの転落等による救急・救助事故
  - ▽ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急･救助事故
  - ▽ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
- □ 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
- □ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態

### 第 4 号様式使用

**4 災害発生（おそれ含む）**

① 一般基準
- □ 災害救助法の適用基準に合致
- □ 市町村が災害対策本部設置
- □ 2 市町村以上にまたがるもので 1 の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
  （例：台風・豪雨・豪雪）

② 個別基準

A 地震
- □ 当該市町村の区域内で震度 4 以上（震度 5 強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）

B 風水害
- □ 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的･住家被害
- □ 河川の溢水、堤防の決壊等による ※人的・住家被害
- □ 台風・豪雨による※人的・住家被害
- □ 突風、竜巻等による※人的・住家被害
- □ 死者又は行方不明者の発生

C 雪害
- □ 雪崩等による※人的・住家被害
- □ 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害
- □ 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
- □ 火山の噴火による※人的・住家被害
- □ 死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明　　住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

<震災応急 p15>

# 災害時における放送要請に関する協定

（１）日本放送協会宇都宮放送局

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「ＮＨＫ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により発信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにＮＨＫに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条　栃木県知事はＮＨＫに対し別紙様式により要請するものとする。

（放送の実施）

第４条　ＮＨＫは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びＮＨＫ放送部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びＮＨＫが協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、昭和54年９月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

栃木県知事

日本放送協会宇都宮放送局

局長

様　式

放　送　申　込　書

| 放送要請の理由 | |
|---|---|
| 放送事項 | |
| 希望する放送日時 | |
| その他必要な事項 | |

年　月　日

日本放送協会

宇都宮放送局放送部長　殿

栃木県総務部消防防災課長名　　　印

（２）㈱栃木放送

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条　栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

（放送の実施）

第４条　栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は昭和54年９月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

栃木県知事

株式会社栃木放送
代表取締役

様　式

放　送　申　込　書

| 放送要請の理由 | |
|---|---|
| 放送事項 | |
| 希望する放送日時 | |
| その他必要な事項 | |

年　月　日

株式会社　栃木放送業務局長　殿

栃木県総務部消防防災課長名　　印

（３）㈱エフエム栃木

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条　栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

（放送の実施）

第４条　エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木編成部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は平成６年４月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

宇都宮市塙田１－１－20
栃 木 県 知 事　　渡　辺　文　雄

宇都宮市一条３－１－19
株式会社　エフエム栃木
代表取締役社長　　加　藤　昌　平

様　式

放　送　申　込　書

| 放送要請の理由 | |
|---|---|
| 放　送　事　項 | |
| 希望する放送日時 | |
| その他必要な事項 | |

年　　月　　日

株式会社　エフエム栃木編成部長　様

栃木県総務部消防防災課長名　　　　印

<震災編応急 p18>

別記様式

整理No.

# り災証明書･災害被害確認書　交付申請書

足利市長　あて　　　　年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="2">申 請 者<br>（窓口に来た方）</td><td colspan="2">住　所<br><br>電話　　　（　　　）</td></tr>
<tr><td>ふりがな<br><br>氏　名　　　㊞</td><td>り災住家等所有者又は使用者との関係<br>☐ 所有者本人　☐ 所有者の同居親族<br>☐ 使用者本人　☐ 使用者の同居親族<br>☐ その他（※その他の場合は委任状が必要）</td></tr>
<tr><td>証明書（確認書）<br>の提出先</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">証明書または確認書<br>を必要とする方<br><br>（り災住家等の所有<br>者又は使用者）</td><td>り災住家等の所有者･使用者の区分（〇で囲む）</td><td>所有者　・　使用者</td></tr>
<tr><td colspan="2">（☐ 申請者と同じ）<br>住　所</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな<br>（☐ 申請者と同じ）<br>氏　名<br>電話　　　（　　　）</td></tr>
<tr><td>り災住家等の所在地</td><td colspan="2">（☐ 証明書または確認書を必要とする方と同じ）</td></tr>
<tr><td>り災住家等の構造</td><td colspan="2">☐ 住　家　〔　木造　・　非木造　・　プレハブ　〕<br>☐ 工作物　〔　垣　・　柵　・　塀　・　自動車車庫　・　物置小屋<br>その他（　　　　）〕</td></tr>
<tr><td>り災状況について</td><td colspan="2">り災年月日　　　年　　月　　日<br>り 災 原 因　　　　　　による</td></tr>
<tr><td>添 付 書 類</td><td>☐ 被害状況写真　　☐ 被害修復見積書<br>☐ その他被害状況を証する書類</td><td>☐ 再発行<br>（　　　）</td></tr>
</table>

（以下の欄は記入しないでください）

## り　災　証　明　書

上記の申請があった住家の被害認定調査の結果、被害の程度は次のとおりであることを証明します。

| 被害の程度 | ☐ 全壊<br>☐ 大規模半壊<br>☐ 半壊 |
|---|---|
| り 災 原 因 | 年　　月　　日発生の<br>のため |
| 備　考 | |

## 災 害 被 害 確 認 書

上記の申請に基づき、被害の程度は次のとおりであることを確認しました。

| 被害の程度 | 一 部 損 壊 |
|---|---|
| り 災 原 因 | 年　　月　　日発生の<br>のため |
| 備　考 | |

号

年　　月　　日

足 利 市 長　　　印

# り災証明書等発行マニュアル

平成２６年８月

調査班（税務課・収税課）

## マニュアルの目的

足利市り災証明書等交付事務取扱要領に規定する事務を円滑に実施するため、その詳細についてマニュアル化することを目的とする。

## 対象となる災害について

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

＊火災・爆発等による災害に関するり災証明書は、消防署の事務

## り災証明書等について

１．証明事項について

①り災証明書

住家の被害の程度を証明するもの。被害家屋認定調査を必要とする。

②災害被害確認書

り災証明書の交付に至らない被害を受けた住家及び住家と一体的に使用する工作物の被害について確認するもの。

被災状況のわかる写真や業者の修理見積書等で交付可能とする。

また、各課から被害調査・応急対策実施結果票 ②が危機管理課に提出されており、同票により被害状況が確認できる場合及び被害家屋認定調査済みの場合は、調査結果に基づき交付可能とする。

２．り災証明書等の交付について

り災証明書等の交付は、災害により被害を受けた住家等の所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）又は所有者等の同居親族から申請があった場合に行うものとし、その他の者からの申請に際しては、所有者等の委任状を添付させるものとする。

なお、り災証明書等は、原則として一世帯に一枚の交付とし、その内容を交付後に変更する場合は、り災台帳を修正するとともに、すでに交付した証明書を訂正するものとする。

３．手数料について

手数料は徴収しない。

## 地域防災計画上の記載

足利市地域防災計画　震災編

第２章災害応急対策計画

第２節　情報の収集・伝達　第３　被害状況の収集・調査

り災証明書等発行に係る流れ
調　査　班
発災
被災市民
開設場所、申請方法等の広報
り災証明書申請 or　相談
申請窓口設置
被害家屋認定調査
災害被害確認書
り災証明書
発行
り災台帳の作成
再調査申出
被害家屋認定調査（再）
再調査結果の説明・り災証明書等の交付
調査結果の確定
再建支援策等への活用

被害家屋認定調査（税務課）

**調査班（税務課）は、災害対策本部が開設されたとき、又は発災により、り災証明書の交付の必要が生じたときは、災害の状況及び被災世帯数等考慮の上、被害家屋認定調査実施のため必要な体制を整える。**

１．役割分担及び業務内容

（１）統括者　（職制：税務課長　氏名：＿＿＿＿＿＿）

業務全体の統括、災害対策本部との連絡調整（対応協議、応援職員要請等）等を行う。

（２）コーディネーター　（職制：＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿）

人員配置、調査の進行管理、疑問点等の整理、処理班との調整、統括者への報告・連絡・相談を行う。

（３）処理班　（班長　職制：＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿）　人員＿＿名

調査実施班の編成、調査を行う区域の割り振り（調査用地図の作成)、調査結果の集計データ処理（り災台帳の作成等）を行う。

収税課から再調査申出の連絡があった場合は、調査員を派遣する。

（４）調査実施班　（２名×＿＿組）

被害家屋の調査を行う。必ず２名１組とする。

調査員が不足する場合は、コーディネーター・統括者を通じ総務班へ応援職員を要請する。

２．必要資機材等

（１）処理班

○パソコン　○プリンター　○コピー機　○その他

（２）調査実施班

○職員証　○デジカメ　○下げ振り　○住宅地図　○メジャー
○調査票　○携帯電話　○自転車　○筆記用具　○その他

３．調査手法

「内閣府　災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

４．調査結果

調査結果をまとめ、災害対策本部へ送付する。

り災台帳の写しを収税課に送付する。

## ５．再調査について

①調査の申出

災害により被害を受けた住家等の所有者及び使用者又は所有者等の同居親族は、被害家屋認定調査の判定に不服がある場合及び未調査の住家等があった場合等は、再調査を申し出ることができる。

②再調査の流れ

収税課から再調査申出の連絡があったときは、迅速に再調査を行う。

③再調査の実施方法

調査実施班は、申出者等の立会いのもと、内閣府　災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、家屋の内部確認を含む立入調査を行い、調査の結果及びその根拠については、立会い者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。

証明書等交付（収税課）

**調査班（収税課）は、災害対策本部が開設されたとき、又は発災により、り災証明書の交付の必要が生じたときは、災害の状況及び被災世帯数等考慮の上、り災証明書等の申請を受け付けるために利用可能な施設を確保し、会場の設営を行うとともに、り災証明書等交付事務実施のため必要な体制を整える。**

**1．申請受付（証明書交付）会場の設置**

（1）証明書交付会場の確保

①災害の状況及び被災世帯数等を勘案して、会場規模を決定する。

②一つの会場で一元的に実施するか、地区ごとに複数の会場で実施するかを決定する。

・大規模災害の場合は、(　　※ 災害発生後、速やかに危機管理課と協議決定　　　)

・中規模災害の場合は、(　　※ 災害発生後、速やかに危機管理課と協議決定　　　)

・小規模災害の場合は収税課窓口で受付する。

③必要により郵送での証明書の申請、発行を実施するかを決定する。

（2）証明書発行会場の設営（次項参照）

①申請エリア

・申請用紙の交付窓口、申請用紙の記入コーナー、申請窓口、申請者の待合スペース、証明書の発行窓口、相談窓口等を配置する。

②業務エリア

・調査結果検索用地図・台帳スペース、証明書発行管理スペースを配置する。

（3）証明書交付会場における必要な物品等の準備

①会場外

○会場内案内図　　○入場状況表示案内等

②申請エリア

○各種案内用掲示板　　○申請書記入台　　○申請書記入例

○被災証明書よくある質問等を作製し掲示　　○待合スペース用椅子等

○災害時関連配布資料　　○各種配布資料置場用台

③業務エリア

○地図　　○各種台帳　　○パソコン　　○プリンター　　○コピー機

○電話　　○机・椅子等

④その他

・担当部署ごとの腕章、名札、各コーナーの表示カンバンや名札立てを用意

【設営例】

設置例（具体的な会場を予定する必要あり）

**（コーディネーター）**
**収税課事務室と連携**

証明書交付管理作業スペース

台帳照合スペース

業務エリア

**（申請受付・証明書交付・発行台帳管理者）**

発行カウンター　受付カウンター

申請エリア

相談スペース

待合スペース

**（相談･調査受付窓口管理者）**

間仕切り兼掲示板

記入台スペース

申請用紙配布

※記入補助者配置

**（入場整理・申請書交付・記載案内管理者）**

２．証明書の発行業務の流れ

３．役割分担及び業務内容

＊配置人員は、申請者の増減により各担当者を機動的に増減するものとする。

＊会場に配置された職員は、担当ごとの腕章と名札を着用することとする。

【1】統括者　収税課長　氏名：＿＿＿＿＿＿

業務全体の統括、災害対策本部との連絡調整（対応協議、応援職員要請等）等を　　　行う。

注）大・中規模災害時は本来の収税業務ほか、り災証明等発行業務専用会場を設営することから、**2か所の事務室を管理**する事となります。

既存の収税業務については、職制：＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿に従い、

職制：＿＿＿＿＿氏名：＿＿＿＿＿＿を中心に対応します。

同様に、整理業務については、職制：＿＿＿＿＿氏名：＿＿＿＿＿＿に従い対応します。

【2】コーディネーター　（職制：＿＿＿＿＿氏名：＿＿＿＿＿＿＿）

・人員配置、交付事務の進行管理、疑問点等の整理、処理班各管理者との調整、統括者への報告・連絡・相談を行う。

・大・中規模災害時ほか、通常時より収税業務管理者と大・中規模災害時の対応について連絡協議を行う。

【3】処理班業務（大・中規模災害時の特別体制については「特別」と記載します。）

「特別」　入場から申請書交付・記載案内まで

①入場整理・申請書交付・記載案内管理者

（職制：＿＿＿＿＿氏名：＿＿＿＿＿＿＿）ほか担当者＿＿名

・入場整理管理者は、申請者が殺到して押しかけたり、会場内が混雑したりしないように入場整理方法（整理券の準備等）の検討、各担当者への指示を行う。

・入場整理担当者は、管理者の指示に従い、申請者に整理券を渡し入場制限を行うなどにより、一定人員を会場内に案内するようにする。

・申請書交付・記載案内管理者は担当者に指示し、り災証明書及び災害被害確認書を準備、担当者の中から申請書の交付担当者、申請書記入相談担当者を配置するとともに、入場整理管理者と連携し、フロアコントロールをする。

・申請書交付担当者は、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容（ただし、押印は申請受付後）を説明する。

・申請書記入相談担当者は、申請書記入の手伝い（ただし、押印は申請受付後）をするとともに、記載後に申請書提出窓口へ誘導する。

申請書受付・証明書交付・発行台帳管理まで

②申請書受付・証明書交付・発行台帳管理者

（職制：__職制：__________氏名：______________）ほか担当____名

・申請書受け付け管理者は、受付事務について担当者に必要な指示を行うとともに、申請書受付時に疑義が生じた場合等のフォローを行う。

・申請書受付担当者は

(1) 申請書の記入内容及びり災台帳を確認した後、申請者に判定結果（全壊、半壊等、或いは災害被害確認書での交付である旨）を説明する。

(2) 申請者が(1)の説明に納得した場合

→申請者の記載事項・押印・添付資料を再度確認し、不備が無い場合、申請書下段の「り災証明書又は災害被害確認書証明事項欄」に必要事項を記入して発行管理者へ送付する。

→申請者を発行窓口へ案内する。

(3) 申請者が(1)の説明に納得できない場合又は被害結果が不明の場合

→申請書原本及びコピーを添え、相談窓口へ案内する。

・証明書交付管理者は証明書交付事務について担当者に必要な指示を行うとともに、交付時に疑義が生じた場合等のフォローを行う。

・証明書交付担当者は発行状況についてり災証明書等発行台帳の記録・管理を行うとともに、り災証明書等の発行状況を定期的に災害対策本部に連絡する。

・証明書交付担当者は、申請書下段の証明欄に「り災証明書又は災害被害確認書の発行番号」を記入した後に申請書をコピーし、契印割印と市長公印を押印したものを申請者に交付する。また、申請書原本は、り災証明等発行台帳に記録後、発行順に綴る。

相談・調査受付等

③相談・調査受付窓口管理者

（職制：__職制：__________氏名：______________）ほか担当____名

(1) 相談窓口管理者及び相談窓口担当者は申請者から事情聴取し、判定内容に納得できない場合は、調査資料を提示して説明する。

(2) (1)において納得が得られない場合及び被害結果が不明の場合は、被害認定調査票※を記入の上（再）調査の日程について協議し、申請書右上欄「整理№」に被害認定調査票番号を記入して調査班（税務課）に送付する。また申請書原本は、調査未済分として保管する。

(3) (1)において納得が得られた場合は、再度申請書提出窓口へ誘導する。

**資料 72.1**

## ［例文１］　地震時における放送文（震度４程度の場合）

発生後３回くりかえす

● 　こちらは、足利市役所です。
ただ今、地震がありました。
皆さん落ち着いて、まず火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
もう一度、火の元を確かめてください。

**資料72.2**

## ［例文２］　地震時における放送文（震度５弱程度の場合）

発生後３回くりかえす

● 　こちらは、足利市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

**資料72.3**

## ［例文３］　地震時における放送文（震度５強程度の場合）

発生後３回くりかえす

● 　こちらは、足利市役所です。
ただ今、大変大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

＜震災応急 p21＞

# ［例文４］　地震時における放送文（震度６弱程度以上の場合）

## その１（地震発生から10分くらいまで）

●　こちらは、足利市役所です。
ただ今大変大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチも切ってください。
ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
屋内にいる人は、あわてて外へ飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何もないところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。
ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

## その２（地震発生後10分～２時間くらい）

● こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
建物のまわり、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いてください。
たれさがった電線には絶対にふれないでください。
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。
また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
余震がまだ続いていますが、余震は本震ほど強くありません。
もうおそれる必要はありません。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
トイレの水は流さないでください。
タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

## その３（地震発生後２時間から６時間くらい）

● こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。
家族全員にケガがないかどうか確かめてください。
小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
たとえ大丈夫に見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
余震がまだ続いています。
余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。余震に気をつけてください。
近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
まず火の元を消すように。
ガスの元栓をしめるようにしてあげてください。
電気器具のスイッチも切ってあげてください。
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
足利市の地震は「震度○」と発表されました。
あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下のとおりです。
○ 電話はつかわない。
○ 水はむだにしない。
○ 見物にでかけない。
○ 必要もないのに表に出ない。
○ 照明スイッチをつけたり消したりしない。
○ マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
○ タバコはしばらく、がまんしてください。

くりかえして、お知らせします。(……………………)
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

**資料72.5**

## ［例文５］　被害の状況

**発生後６時間以降**

●　こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○地区で○棟、△△地区で△棟です。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに準備してください。
復旧には何日もかかることが予想されます。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

**資料72.6**

## ［例文６］　火災発生の状況

**状況把握後直ぐに**

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
○○町付近で火災が発生しています。
○○町のおよそ△分の○が焼失し、現在も延焼中です。
　以上、足利市役所です。

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
現在○○地区の火災は、△△方向へ燃え拡がっています。
△△地区及び△地区にいる人は、直ちに○○方面へ避難してください。
ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

**資料72.7**

## ［例文７］　安心情報

安　心　情　報

● こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった情報をお知らせします。
○○地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校は、生徒・職員全員の無事が確認されました。
○○株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食料供給のための食品の製造に全力をあげています。
これからの放送で給食のための必要事項をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
以上、足利市役所です。

**資料72.8**

## ［例文８］　交通の状況

交　通　情　報

● こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった交通情報をお知らせします。
ＪＲ、東武鉄道、すべて運転を停止しています。
現在路線などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかるかもしれません。
これからの放送でひきつづき交通情報をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった道路交通情報をお知らせします。
現在市内のすべての道路（又は○○通り）は、(○○のため）一般車両の通行が禁止されています。自動車の使用はしばらくやめてください。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがってください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
以上、足利市役所です。

**資料72.9**

## ［例文９］　気象情報の伝達文（大雨洪水警報）

**大雨洪水警報が発令された場合**

● こちらは、足利市役所です。
さきほど「大雨洪水警報」が発令されました。
これから宵のうちにかけて所々で強い雨が降り、所によっては、１時間40㎜をこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や、低い土地での浸水が発生するおそれがあります。厳重に警戒してください。
ふろ場の水、洗濯の水は捨てないように御協力してください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報にも気をつけてください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
以上、足利市役所です。

**資料72.10**

## ［例文10］　避難準備の周知

**状況把握後直ぐに**

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
現在、○○町付近は、○○のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
いつでも避難できるように準備してください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、足利市役所です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
避難の用意をしてください。
○○地区の火災は、△△方向へ燃え拡がっています。
飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
以上、足利市役所です。

# ［例文11］　避難の指示、誘導

**状況把握後直ぐに**

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
○町、○○町に対して、避難勧告（指示）が出されました。
○○のため危険な状態になりつつありますので、家族揃って早く避難してください。
避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難してください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
現在○○付近で水路から水があふれ、床上浸水の被害がでつつあります。
大切なものは高い所にあげて、直ちに避難を開始してください。
付近の消防団員は安全な誘導に注意してください。
また近所の人は、お互いに助け合って避難してください。
○○町の方は避難先は△△小学校です。
火の元を消して早く避難してください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
ただいま○○町一帯に避難勧告が出されました。
風向きが悪いため、○○付近も危険です。
急いで△△に避難してください。
警察官や消防団員の指示にしたがって、安全に避難してください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

**資料72.12**

## ［例文12］　救護対策の周知

状況把握後２時間ごとに

●　こちらは、足利市役所です。
負傷者の臨時救護所が○○、△△、……に設置されました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、○○、△△、……救護所へ連れて行ってください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

**資料72.13**

## ［例文13］　り災者の避難収容場所の周知

状況把握後適宜

●　こちらは、足利市役所です。
避難所の設置場所について、お知らせします。
り災者の避難所が、○○、△△、……に設置されました。
お困りの方は、直接避難所へおいでください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
　以上、足利市役所です。

**資料72.14**

## ［例文14］　防疫・保健衛生に関する周知

状況把握後適宜

● こちらは、足利市役所です。
被災された地区の方にお知らせします。
飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこしてください。
また５分間沸騰させ消毒してください。
また食中毒にならないよう、必ず火を通したものか、食中毒にならないようなものを食べるようにしてください。
熱が出たり、下痢等身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。
食中毒症状の時は、安足健康福祉センターに連絡してください。
くりかえし、お知らせします。(……………………)
以上、足利市役所です。

**資料72.15**

## ［例文15］　外国人への広報

This is Ashikaga City Headquarters for Disaster Countermeasures.

Please be careful of.

Gossip can lead to false rumors.

Please listen closely to radio and television news reports as well as to this broadcast for correct information.

＜震災応急 p25＞

# 報道関係機関一覧

| 名　称 | 所 在 地 | 電　話 | 備　考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 朝日新聞社足利支局 | 田中町776－2 | 73－5525 | |
| 産経新聞社足利通信部 | 鹿島町448－1 | 62－9481 | |
| 下野新聞社足利総局 | 大橋町２丁目1821 | 40－1023 | |
| 東京新聞足利支局 | 緑町1-3254 | 21－3136 | |
| 毎日新聞社足利通信部 | 大町11－10 | 41－2275 | |
| 読売新聞社足利通信部 | 相生町384－34 | 41－2969 | |
| ＮＨＫ宇都宮放送局 | 宇都宮市中央3－1－2 | 028－633－5388 | |
| 両毛新聞社 | 巴町2543 | 21－1366 | |
| 織姫新聞社 | 本城３丁目2023 | 21－8843 | |
| ＡＮタイムズ社 | 福居町438-1 | 71－3666 | |
| わたらせテレビ株式会社 | 有楽町835 | 42-8111 | |
| 株式会社栃木放送 | 宇都宮市本町12-11 | 028－622－1111 | |
| 株式会社とちぎテレビ | 宇都宮市昭和２丁目2-2 | 028－623－0051 | |
| 株式会社エフエム栃木 | 宇都宮市中央1－2－1 | 028－638－7640 | |

<震災応急p27>

# 消　防　組　織　系　統

# 救助用等資器材

| 種 | 類 | 計 | 中央消防署 | 東分署 | 西分署 | 河南消防署 | 南分署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 救助器具 | 簡易画像探索機 | 3 | 1 | | | 2 | |
| | 地中音響探知機 | 1 | | | | 1 | |
| | 熱画像直視装置 | 1 | | | | 1 | |
| | 夜間用暗視装置 | 2 | 1 | | | 1 | |
| | 空気式救助マット | 2 | 1 | | | 1 | |
| | 救命索発射銃 | 3 | 1 | | | 2 | |
| | サバイバースリング | 3 | 2 | | | 1 | |
| | 油圧ジャッキ | 2 | | | | 2 | |
| | 可搬ウインチ | 4 | 2 | | | 1 | 1 |
| | マンホール救助器具 | 2 | | | | 2 | |
| | エンジンカッター | 6 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| | ガス溶断機 | 1 | | | | 1 | |
| | チェーンソー | 1 | | | | 1 | |
| | マット型空気ジャッキ | 4 | 1 | | | 3 | |
| | 大型油圧スプレッダー | 2 | 1 | | | 1 | |
| | エアーツール | 1 | | | | 1 | |
| | 大型油圧切断機 | 2 | 1 | | | 1 | |
| | 削岩機 | 1 | | | | 1 | |
| | 送排風機 | 1 | | | | 1 | |
| | 緩降機 | 2 | 1 | | | 1 | |
| | ロープ登降機 | 4 | | | | 4 | |
| | 救命ゴムボート | 7 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| | アルミボート | 2 | 2 | | | | |
| | 船外機 | 2 | 1 | | | 1 | |
| | 水中スクーター | 1 | | | | 1 | |
| 測定器 | 可燃性有害ガス測定器 | 3 | 1 | | | 2 | |
| | 放射線測定器 | 7 | 2 | 1 | | 3 | 1 |
| | ポケット線量計 | 18 | 13 | | | 5 | |
| 隊員保護具 | 空気呼吸器 | 65 | 25 | 10 | 8 | 15 | 7 |
| | 酸素呼吸器 | 5 | 2 | | | 3 | |
| | 耐熱服 | 2 | | | | 2 | |
| | 耐電衣 | 8 | 5 | | | 3 | |
| | 化学防護服 | 18 | 8 | | | 10 | |
| | 放射線防護服 | 2 | | | | 2 | |
| | 陽圧式化学防護服 | 5 | | | | 5 | |
| | 防毒マスク | 19 | 5 | 3 | 3 | 5 | 3 |
| 救急器具 | 耐震式血圧計 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 血中酸素飽和度測定器 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 患者監視モニター | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 携帯型救急モニター | 1 | 1 | | | | |
| | 心電図伝送装置 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 手動式人工呼吸器（成人用） | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 手動式人工呼吸器(小児・新生児用) | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 自動式人工呼吸器 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 車載型自動式人工呼吸器 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 喉頭鏡セット | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 気管内挿管セット | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 電動吸引器 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

**資料75**

| 種　類 | | 計 | 中央消防署 | 東分署 | 西分署 | 河南消防署 | 南分署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 救急器具 | 全脊柱固定具（バックボード） | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | スクープストレッチャー | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 脊柱固定具（スピードボード） | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 階段避難車（イーバックチェア） | 4 | 1 | 1 | 1 | | 1 |
| | 自動体外式除細動器 | 13 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 自動式心マッサージ器 | 4 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 輸液ポンプ | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | ショックパンツ | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 陰圧式患部固定具 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 車載用ファクシミリ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 化学消火剤（ﾘｯﾄﾙ） | 2,380 | 1,380 | 200 | 300 | 300 | 200 |
| | オイルフェンス(吸着マット)10M | 17 | 2 | 3 | 2 | 4 | 6 |
| | そ生法訓練用人形 | 14 | 7 | 1 | 1 | 4 | 1 |
| | 除染シャワー | 1 | 1 | | | | |
| | 中和剤散布器 | 2 | | | | 2 | |

＜震災応急p34，風水応急p13＞

# 環境放射能に係る情報連絡体制

**資料 77**

＜震災応急 p43･44＞

# 避 難 所 収 容 台 帳

| 責任者認　印 | 月　　日 | 収容人員 | 物品使用状況 | | 記　　事 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 品　名 | 数　量 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

注　１　収容人員は、その日の最高人員を記入すること。

　　２　記事欄には、人員の出入状況その他を記入すること。

　　３　物品使用状況欄には、食糧品、義援品を除いたものを記入すること。

＜震災応急 p43･44＞

# 避難者カード

No.　　／

| 避 難 施 設 名 | | 担 当 職 員 名 | |
|---|---|---|---|

| 住所： 市 | | | | | 地区名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 氏　　名 | 続柄 | 性別 | 年齢 | 入所日 | 事務所記入欄（退所日等） |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 男 ・ 女 ・ 計<br>名　名　名 | | | | |

**資料 79**

＜震災応急 p43･44＞

# 避難者名簿

（市民用）

| 避難施設名 | | 担当職員名 | |
|---|---|---|---|

| | 入所<br>年月日 | 氏名<br>生年月日 | 現住所 | 男<br>女<br>別 | 世帯主<br>との<br>続柄 | 職業<br>在学校<br>学年 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | |

＜震災応急 p46＞

# 避難者名簿（避難所入所記録簿市外民用）

（市外民用）

| 避 難 施 設 名 | | 担 当 職 員 名 | |
|---|---|---|---|

| | 入 所<br>年月日 | 氏 名<br>生年月日 | 本 籍 地<br>現 住 所 | 男<br>女<br>別 | 世帯主<br>との<br>続 柄 | 職 業<br>及び<br>勤務先 | 摘 要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 2 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 3 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 4 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 5 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 6 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 7 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |
| 20 | | | | | | | 1. 行商<br>2. 旅行<br>3. 社用出張<br>4. その他 |

# 医師会班編成

H. 26. 3. 31

## 第1班

| | 医 療 機 関 名 | 住 所 | 電話番号 | 診 療 科 目 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 落合医院 | 今福町66 | 21－1328 | 内・循・小 |
| 2 | 平沢内科医院 | 緑町１－５－２ | 21－3567 | 内・胃・循 |
| 3 | 鈴木病院 | 栄町１－3412 | 21－2854 | 内・外・胃・放・整外・形成・リハ 麻 |
| 4 | 深井眼科医院 | 通4－2796 | 21－2811 | 眼 |
| 5 | 小倉耳鼻咽喉科医院 | 通4－2572－4 | 21－2600 | 耳 |
| 6 | 中ばし皮膚科医院 | 通2－2748 | 21－4883 | 皮 |
| 7 | 中山内科医院 | 通2－2739 | 21－6495 | 内 |
| 8 | 池田医院 | 井草町2408 | 21－4518 | 産婦・内 |
| 9 | 亀山産婦人科医院 | 大門通2374－1 | 43－0333 | 産婦 |
| 10 | 中谷医院 | 通2－2646－1 | 41－3591 | 内・循・神内・消・心内 |
| 11 | 昌平町こどもクリニック | 昌平町2368 | 40－1225 | 小 |
| 12 | 浅岡医院 | 相生町387 | 41－8188 | 産婦 |
| 13 | 柏瀬眼科 | 相生町386－1 | 41－6447 | 眼 |
| 14 | 三瓶医院 | 大町11－12 | 41－0066 | 内 |
| 15 | 足利診療所 | 大町12－1 | 41－3698 | 内 |
| 16 | 佐藤医院 | 大町９－12 | 41－3910 | 内・小 |
| 17 | 小沢医院 | 永楽町３－１ | 41－4102 | 整外・理 |
| 18 | 足利腎クリニック | 伊勢南町９－５ | 43－1760 | 内 |
| 19 | 横山皮膚科医院 | 伊勢町３－８－14 | 41－3913 | 皮 |
| 20 | あお山クリニック耳鼻咽喉科 | 伊勢町３－９－９ | 41－1722 | 耳 |
| 21 | 中静眼科医院 | 伊勢町２－１－２ | 41－2566 | 眼 |
| 22 | 長﨑病院 | 伊勢町１－４－７ | 41－2230 | 外・整外・胃・肛・消・内・泌 |
| 23 | あなはらクリニック | 伊勢町２－13－５ | 41－6965 | 内・小・耳 |

## 第2班

| | 医 療 機 関 名 | 住 所 | 電話番号 | 診 療 科 目 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 冨田内科医院 | 錦町45 | 41－5405 | 内・呼・胃・循・消・ア・神内 |
| 2 | 栃木産科婦人科医院 | 錦町14 | 41－3378 | 産婦・小 |
| 3 | みどり眼科クリニック | 千歳町30－８ | 43－2340 | 眼 |
| 4 | 柴田クリニック | 千歳町67－７ | 43－2330 | 内・循・皮 |
| 5 | わたなべ整形外科 | 寿町９－28 | 43－2772 | 整外・麻・リ・リハ・美皮 |
| 6 | たかはし医院 | 助戸１－74－１ | 43－1051 | 婦・内・外 |
| 7 | 小平内科クリニック | 助戸１－710 | 44－2223 | 内 |
| 8 | 小平小児科クリニック | 助戸１－710 | 44－1411 | 小 |
| 9 | 大岡胃腸内科 | 花園町４－２ | 41－1177 | 内・消・循 |
| 10 | あしかがの森足利病院 | 大沼田町615 | 91－0611 | 内・小・外・整外・放・リハ |
| 11 | 皆川病院 | 多田木町1168 | 91－2188 | 外・内・胃・皮・泌・麻 |
| 12 | すながクリニック | 八椚町494－１ | 44－7211 | 内・小・リハ |

## 第3班

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 深澤医院 | 借宿町311 | 71－0376 | 内・消 |
| 2 | なかたクリニック | 借宿町558 | 73－6760 | 泌・内・皮 |
| 3 | 両毛クリニック | 中川町3546－5 | 72－5522 | 内・循 |
| 4 | 小松原ペインクリニック | 南大町451－1 | 70－1374 | 麻・皮・内 |
| 5 | 本庄記念病院 | 堀込町2859 | 73－1199 | 整外・外・胃・肛・皮・理・形外・小 |
| 6 | うるしばら内科クリニック | 借宿町610－7 | 70－7177 | 内・胃・呼・循・小 |
| 7 | うるしばら皮膚科形成外科 | 堀込町2832 | 73－1212 | 皮・形外 |
| 8 | 福地医院 | 西新井町3178 | 71－2161 | 内・消・神 |
| 9 | 伏島医院 | 里矢場1985 | 71－3010 | 内・循・小 |
| 10 | 天貝ペイン皮フ科クリニック | 堀込町1624－2 | 73－7121 | 麻・皮 |
| 11 | 小林内科 | 堀込町189－1 | 70－3022 | 内 |
| 12 | かめいクリニック | 堀込町2760－1 | 70－6607 | 内・消・肛・外 |
| 13 | 堀江皮フ科クリニック | 堀込町92－1 | 72－1117 | 皮 |
| 14 | 松山内科医院 | 八幡町1－6－6 | 72－2870 | 内 |
| 15 | なかみがわ内科小児科クリニック | 八幡町1－7－1 | 70－0511 | 内・小 |

## 第4班

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 桑原整形外科医院 | 朝倉町573－1 | 71－1055 | 整外・外・リハ |
| 2 | 岡田内科 | 朝倉町2－11－13 | 72－8877 | 内・消・循・呼・アレ |
| 3 | 亀田医院ペインクリニック | 朝倉町3－16－5 | 72－2233 | 麻・リハ・内 |
| 4 | 浅原眼科クリニック | 朝倉町174－1 | 72－6688 | 眼 |
| 5 | 伏島クリニック | 朝倉町3－3－1 | 70－3085 | 肛・胃 |
| 6 | 朝倉青柳耳鼻咽喉科医院 | 朝倉町268－2 | 73－1187 | 耳 |
| 7 | あしかがメンタルクリニック | 田中町826－2 | 70－5577 | 心内・神・精 |
| 8 | こどもクリニックしまむら | 田中町908－4 | 70－8117 | 小・小ア |
| 9 | 今井病院 | 田中町100 | 71－0181 | 内・呼・ア・外・形外 |
| 10 | みなみ眼科 | 福居町184－1 | 72－3730 | 眼 |
| 11 | もりぐちクリニック | 福居町506 | 73－0860 | 内・泌 |
| 12 | みくりや整形外科 | 島田町822－2 | 73－7373 | 整外 |
| 13 | 斎藤医院 | 島田町822 | 72－1135 | 婦・内・小 |
| 14 | 柳田医院 | 福居町589 | 71－2301 | 内・外・小・皮・泌 |
| 15 | 前沢病院 | 福居町1210 | 71－3191 | 精・神・内 |
| 16 | 増田医院 | 上渋垂町72 | 72－5288 | 内・心内・神内 |
| 17 | くさの小児科 | 上渋垂町338－3 | 73－7000 | 小 |
| 18 | 井戸川クリニック | 福富町2096－1 | 73－3360 | 消・内・リ・小 |
| 19 | 足利中央病院 | 下渋垂町447 | 72－8401 | 内・消・皮・循・呼 |
| 20 | 筑波医院 | 羽刈町57 | 71－1633 | 内・小・消・循 |
| 21 | 笠原外科胃腸科医院 | 福居町994 | 72－0100 | 外・胃・肛・麻 |
| 22 | 行徳整形外科クリニック | 福居町182 | 70－6868 | 整外・リハ・リ |

## 第5班

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 山浦内科医院 | 五十部町1257 | 21－6653 | 内・小・皮 |
| 2 | 賀川診療所 | 五十部町1785 | 21－3131 | 小 |
| 3 | 足利富士見台病院 | 大前町1272 | 62－2448 | 精・老内・心内・内 |
| 4 | 天貝医院 | 板倉町607 | 62－1255 | 内 |
| 5 | てらうち内科小児科医院 | 葉鹿町1－31－27 | 64－1133 | 内・循・小 |
| 6 | 阿部医院本院 | 葉鹿町1－10 | 64－0888 | 内 |
| 7 | 西田医院 | 小俣町1789－1 | 65－0088 | 内・小・呼・循・消・整外 |
| 8 | 田所医院 | 小俣町617－1 | 62－0562 | 内 |
| 9 | はじか外科内科 | 葉鹿町1－16－2 | 64－8437 | 外・内 |
| 10 | 藤沢内科医院 | 葉鹿町324 | 62－0031 | 内 |
| 11 | ふじさわみみはなのどクリニック | 葉鹿町324－5 | 65－1387 | 耳・気 |
| 12 | 整形外科かないクリニック | 葉鹿南町13－9 | 62－6267 | 整外 |
| 13 | 鹿島整形外科 | 鹿島町506 | 62－7881 | 整外・理・麻・リ・小・皮 |
| 14 | 鹿島内科 | 鹿島町505 | 62－1000 | 内 |
| 15 | 鹿島こどもクリニック | 鹿島町501-3 | 65－0035 | 小・内 |
| 16 | 鹿島眼科 | 鹿島町432－1 | 65－0017 | 眼 |
| 17 | かしま産婦人科 | 鹿島町501 | 65－0341 | 産婦・小 |
| 18 | 青空ひふ科 | 鹿島町371 | 65－0381 | 皮 |

## 第6班

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 青木病院 | 本城1－1560 | 41－2213 | 精・児精・老精・心内・内 |
| 2 | さくら通りクリニック | 田所町1102－1 | 64－8033 | 心内・精・児精 |
| 3 | 井岡眼科医院 | 本城1－1470－1 | 41－6887 | 眼 |
| 4 | あしかが皮膚科クリニック | 西砂原後町1180－3 | 64－8612 | 皮 |
| 5 | 開成整形外科医院 | 江川町3－4－12 | 41－1311 | 整外・外・放・リハ・皮 |
| 6 | 田村レディスクリニック | 江川町3－13－3 | 43－3006 | 産婦 |
| 7 | 関内科医院 | 利保町3－7－1 | 44－0880 | 内・循・神内 |
| 8 | 小野内科消化器科医院 | 旭町851－4 | 22－3730 | 内・消 |
| 9 | きねぶちクリニック | 元学町830 | 42－8200 | 内・循・消 |
| 10 | 富谷耳鼻咽喉科医院 | 大橋町1－1828－5 | 43－0557 | 耳 |
| 11 | 新山クリニック | 新山町2256 | 42－1881 | 内・消・泌 |
| 12 | 滝澤小児科医院 | 利保町1－25－11 | 42－7759 | 小 |
| 13 | ときたクリニック | 江川町2－13－5 | 42－3323 | 内・消・呼・循・小 |
| 14 | 足利第一病院 | 大月町1031 | 44－1212 | 内・外・整外・皮・泌 |

## 日赤班

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 足利赤十字病院 | 五十部町284－1 | 21－0121 | 神経内科、消化器内科、腎臓内科、呼吸器内科、神経精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、麻酔科、歯科口腔外科、放射線診断課、放射線治療科、リハビリテーション科、緩和ケア内科、救急科 |

＜震災予防 p2, 震災応急 p49･51＞

# 中核病院一覧

| 地　　区 | 中　核　病　院 | 活　動　区　域 |
|---|---|---|
| 中央・西地区 | 足利赤十字病院（緊急医療班本部）<br>鈴木病院 | 織姫、三重、山前<br>三和、葉鹿、小俣各公民館区域 |
| 東　地　区 | 皆川病院・あしかがの森足利病院 | 毛野、富田各公民館区域 |
| 南　地　区 | 中央病院・本庄記念病院<br>今井病院 | 山辺、御厨、矢場川、筑波、<br>久野、梁田各公民館区域 |
| 北　地　区 | 第一病院 | 助戸、北郷、名草各公民館区域 |

＜震災応急 p49＞

# トリアージタッグ

トリアージ・タッグ

（災害現場用）

| No. | 氏　名（Name） | 年齢（Age） | 性別（Sex）<br>男（M）<br>女（F） |
|---|---|---|---|
| 住　所（Address） | | 電　話（Phone） | |
| トリアージ実施月日・時刻<br>月　日　AM PM　時　分 | | トリアージ実施者氏名 | |
| 搬送機関名 | | 収容医療機関名 | |

トリアージ実施場所

| トリアージ実施機関 | 医師<br>救急救命士<br>その他 |
|---|---|
| 傷病名 | |

トリアージ区分

0　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ



0

Ⅰ

Ⅱ

Ⅲ

黒

赤

黄

緑

# 病院・診療所・助産施設一覧（H27.4.1現在）

病　院

| 番号 | 名　称 | 所　在　地 | 電話番号 | 診療科目 | 病床数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 青木病院 | 本城１－1560 | 41-2213 | 内、心内、精、他 | 156 |
| 2 | 足利赤十字病院 | 五十部町284－1 | 21-0121 | 神経内科、消化器内科、腎臓内科、呼吸器内科、神経精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、麻酔科、歯科口腔外科、放射線診断課、放射線治療科、リハビリテーション科、緩和ケア内科、救急科 | 555 |
| 3 | 足利第一病院 | 大月町1031 | 44-1212 | 内、外、整外、皮、泌 | 57 |
| 4 | 足利中央病院 | 下渋垂町447 | 72-8401 | 内、呼内、消内、循内、皮、整外、他 | 83 |
| 5 | 足利富士見台病院 | 大前町1272 | 62-2448 | 内、心内、精、他 | 139 |
| 6 | 今井病院 | 田中町100 | 71-0181 | 内、神内、呼内、消内、血、ア、リ、外、呼外、消外、整外、形外、皮、肛、乳、リハ、放、麻、他 | 223 |
| 7 | あしかがの森足利病院 | 大沼田町615 | 91-0611 | 内、小、外、整外、リハ、皮、歯、他 | 240 |
| 8 | 鈴木病院 | 栄町１-3412 | 21-2854 | 内、消、外、整外、形外、美外、皮、リハ、放 | 56 |
| 9 | 長﨑病院 | 伊勢町１-4-7 | 41-2230 | 内、消、胃、外、整外、泌、肛、リハ | 80 |
| 10 | 本庄記念病院 | 堀込町2859 | 73-1199 | 内、胃内、小、外、乳外、整外、形外、皮、肛外、リハ、他 | 92 |
| 11 | 前沢病院 | 福居町1210 | 71-3191 | 内、精、心内、他 | 105 |
| 12 | 皆川病院 | 多田木町1168-1 | 91-2188 | 内、消内、外、消外、整外、泌、肛、乳、他 | 72 |
| 合計 | | | | | 1,858 |

## 診　療　所

| 番号 | 名　　　称 | 所　在　地 | 電話番号 | 診療科目 | 病床数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | あいファミリィクリニック足利 | 寺岡町505-1 | 22-3788 | 内、小 | 0 |
| 2 | 青空ひふ科 | 鹿島町371-2 | 65-0381 | 皮 | 0 |
| 3 | あお山クリニック耳鼻咽喉科 | 伊勢町3-9-9 | 41-1722 | 耳 | 0 |
| 4 | 青柳耳鼻咽喉科医院 | 朝倉町268-2 | 73-1187 | 耳 | 0 |
| 5 | 浅岡医院 | 相生町387 | 41-8188 | 産、婦 | 13 |
| 6 | 浅原眼科クリニック | 朝倉町3-16-4 | 72-6688 | 眼 | 6 |
| 7 | 足利市医師会診療所 | 大正町863-7 | 41-3068 | 内 | 0 |
| 8 | 足利市休日夜間急患診療所 | 五十部町284-1 | 20-1556 | 内、小 | 0 |
| 9 | 足利市保健センター診療所 | 大正町863-7 | 40-3113 | 内 | 0 |
| 10 | 足利市養護老人ホーム附属診療所 | 山川町1124 | 41-2098 | 内 | 0 |
| 11 | 足利腎クリニック | 伊勢南町9-5 | 43-1760 | 内 | 0 |
| 12 | 足利診療所 | 大町12-1 | 41-3698 | 内、小、肛 | 0 |
| 13 | あしかが皮膚科クリニック | 西砂原後町1180-3 | 64-8612 | 皮 | 0 |
| 14 | あしかがメンタルクリニック | 田中町826-2 | 70-5577 | 心内、神、精 | 0 |
| 15 | あなはらクリニック | 伊勢町2-13-5 | 41-6965 | 内、小、耳 | 0 |
| 16 | 阿部医院本院 | 葉鹿町1-10-8 | 64-0888 | 内、神内、呼内、消内、循内、小、皮 | 0 |
| 17 | 天貝医院 | 板倉町607 | 62-1255 | 内 | 0 |
| 18 | 天貝ペイン皮フ科クリニック | 堀込町1624-2 | 73-7121 | 皮、麻 | 0 |
| 19 | 井岡眼科医院 | 本城1-1470-1 | 41-6887 | 眼 | 0 |
| 20 | 池田医院（休止中） | 井草町2408 | 21-4518 | 内、産婦 | 9 |
| 21 | 井戸川クリニック | 福富町2096-1 | 73-3360 | 内、消、リ、小 | 0 |
| 22 | うるしばら内科クリニック | 借宿町610-7 | 70-7177 | 内、呼内、胃内、循内、小、皮 | 0 |
| 23 | うるしばら皮膚科形成外科 | 堀込町2832 | 73-1212 | 皮、形外 | 0 |
| 24 | 大岡胃腸内科 | 花園町4-2 | 41-1177 | 内、消、胃、小、循 | 19 |
| 25 | 岡田内科 | 朝倉町2-11-13 | 72-8877 | 内、呼内、消内、循内、ア | 0 |
| 26 | 小倉耳鼻咽喉科医院 | 通4-2582 | 21-2600 | 耳 | 0 |
| 27 | 小沢医院 | 永楽町3-1 | 41-4102 | 内、整外 | 5 |
| 28 | 小平小児科クリニック | 助戸１-710 | 44-1411 | 小 | 0 |
| 29 | 小平内科クリニック | 助戸１-710 | 44-2223 | 内 | 0 |
| 30 | 落合医院 | 今福町66 | 21-1328 | 内、循内、小、 | 0 |
| 31 | 小野内科消化器科医院 | 旭町851-4 | 22-3730 | 内、消、胃、皮 | 0 |

| 番号 | 名　　称 | 所　在　地 | 電話番号 | 診療科目 | 病床数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 32 | 開成整形外科医院 | 江川町3-4-12 | 41-1311 | 外、整外、皮、リハ、放 | 0 |
| 33 | 賀川診療所 | 五十部町1785 | 21-3131 | 小 | 0 |
| 34 | 笠原外科胃腸科医院 | 福居町994 | 72-0100 | 外、胃、肛、麻 | 0 |
| 35 | 鹿島眼科 | 鹿島町432-1 | 65-0017 | 眼 | 3 |
| 36 | 鹿島こどもクリニック | 鹿島町501-3 | 65-0035 | 小、ア、内 | 0 |
| 37 | かしま産婦人科 | 鹿島町501-1 | 65-0341 | 産婦、小、整外 | 19 |
| 38 | 鹿島整形外科 | 鹿島町506 | 62-7881 | 整外、リハ、放、麻、リ | 19 |
| 39 | 鹿島内科 | 鹿島町505 | 62-1000 | 内、整外、放、リハ、麻 | 0 |
| 40 | 柏瀬眼科 | 相生町386-1 | 41-6447 | 眼 | 6 |
| 41 | かめいクリニック | 堀込町2760-1 | 70-6607 | 内、消内、外、肛、他 | 0 |
| 42 | 亀田医院ペインクリニック | 朝倉町３-16-5 | 72-2233 | 内、麻、リハ | 0 |
| 43 | 亀山産婦人科医院 | 大門通り2374 | 43-0333 | 産婦 | 0 |
| 44 | きねぶちクリニック | 元学町830-3 | 42-8200 | 内、循、消 | 0 |
| 45 | 行徳整形外科クリニック | 福居町182 | 70-6868 | 整外、リ、リハ | 0 |
| 46 | くさの小児科 | 上渋垂町338-3 | 73-7000 | 小 | 0 |
| 47 | こどもクリニックしまむら | 田中町908-4 | 70-8117 | 小、他 | 0 |
| 48 | 小林内科 | 堀込町189-1 | 70-3022 | 内 | 0 |
| 49 | 小松原ペインクリニック | 南大町451-1 | 70-1374 | 内、皮、リハ、麻 | 0 |
| 50 | 斉藤医院 | 島田町822 | 72-1135 | 内、婦 | 0 |
| 51 | さくら通りクリニック | 田所町1102-1 | 64-8033 | 心内、精、他 | 0 |
| 52 | 佐藤医院（休止中） | 大町9-12 | 41-3910 | 内、小、性 | 0 |
| 53 | 三瓶医院 | 大町11-12 | 41-0066 | 内、皮 | 0 |
| 54 | 柴田クリニック | 千歳町67-7 | 43-2330 | 内、小、皮 | 0 |
| 55 | 昌平町こどもクリニック | 昌平町2368 | 40-1225 | 小 | 0 |
| 56 | 新山クリニック | 新山町2256-3 | 42-1881 | 内、消、泌 | 0 |
| 57 | 新つねみ町クリニック | 常見町2-18-7 | 43-8781 | 内、外、小、消内、整外、リハ | 0 |
| 58 | すながクリニック | 八椚町494-1 | 44-7211 | 内、小、リハ、胃、肛 | 0 |
| 59 | 整形外科かないクリニック | 葉鹿南町13-9 | 62-6267 | 整外、リハ、リ | 0 |
| 60 | 関内科医院 | 利保町３-7-1 | 44-0880 | 内、神内、循 | 0 |
| 61 | たかはし医院（休止中） | 助戸1-74-1 | 43-1051 | 内、外、婦 | 0 |
| 62 | 田所医院 | 小俣町617-1 | 62-0562 | 内、胃 | 0 |
| 63 | 田村レディスクリニック | 江川町3-13-3 | 43-3006 | 産婦 | 14 |

| 番号 | 名　　称 | 所　在　地 | 電話番号 | 診療科目 | 病床数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 64 | 筑　波　医　院 | 羽刈町57 | 71-1633 | 内、消、循、小 | 0 |
| 65 | てらうち内科小児科医院 | 葉鹿町１-31-27 | 64-1133 | 内、小、循 | 0 |
| 66 | ときたクリニック | 江川町２-13-5 | 42-3323 | 内、呼、消、循、小 | 0 |
| 67 | 特別養護老人ホーム<br>青　空　医　務　室 | 島田町801 | 73-0029 | 内 | 0 |
| 68 | 特別養護老人ホーム<br>おおくぼ附属診療所 | 大久保町617-1 | 64-9200 | 内 | 0 |
| 69 | 特別養護老人ホーム<br>義　明　苑　医　務　室 | 久保田町1223 | 73-2020 | 内 | 0 |
| 70 | 特別養護老人ホーム<br>こ　は　く　苑　医　務　室 | 堀込町2006-1 | 73-5890 | 内 | 0 |
| 71 | 特別養護老人ホーム<br>四　季　舎　診　療　所 | 伊勢町2丁目10-23 | 43-8833 | 内 | 0 |
| 72 | 特別養護老人ホーム<br>清　明　苑　医　務　室 | 大月町1042-2 | 41-1165 | 内 | 0 |
| 73 | 特別養護老人ホーム<br>盛　雄　苑　医　務　室 | 山下町2753-1 | 64-0765 | 内 | 0 |
| 74 | 特別養護老人ホーム<br>た　ん　ぽ　ぽ　医　務　室 | 通5-3435-3 | 22-1155 | 内 | 0 |
| 75 | 特別養護老人ホーム<br>ﾌﾟﾛﾑﾅｰﾄﾞひこや医務室 | 葉鹿町2019-1 | 64-0661 | 内、精、消 | 0 |
| 76 | 特別養護老人ホーム<br>ほ　ほ　え　み　医　務　室 | 小俣町1562 | 64-8881 | 内 | 0 |
| 77 | 特別養護老人ホーム<br>ま　ご　こ　ろ　医　務　室 | 本城１-1480-6 | 40-2201 | 内 | 0 |
| 78 | 特別養護老人ホーム<br>みどりの丘・大月医務室 | 大月町545-25 | 40-1265 | 内 | 0 |
| 79 | 特別養護老人ホーム<br>湯の里長寿苑診療所 | 大沼田町2163-1 | 91-3930 | 内、リハ | 0 |
| 80 | 特別養護老人ホーム<br>麗　日　荘　診　療　所 | 田中町100 | 71-8182 | 内 | 0 |
| 81 | 特別養護老人ホーム<br>和　見　山　苑　診　療　所 | 稲岡町1081-2 | 91-3717 | 内 | 0 |
| 82 | 栃木県安足保健所 | 真砂町1-1 | 41-5900 | 内 | 0 |
| 83 | 栃木産科婦人科医院 | 錦町14 | 41-3378 | 産、婦、小 | 14 |
| 84 | 冨　田　内　科　医　院 | 錦町45-1 | 41-5405 | 内、小 | 0 |
| 85 | 富谷耳鼻咽喉科医院 | 大橋町１-1828－5 | 43-0557 | 耳 | 0 |
| 86 | 中　静　眼　科　医　院 | 伊勢町2-1-2 | 41-2566 | 眼 | 0 |
| 87 | なかたクリニック | 借宿町558 | 73-6760 | 泌、内、皮 | 0 |
| 88 | なかみがわ内科・小児科<br>ク　リ　ニ　ッ　ク | 八幡町１－７－１ | 70-0511 | 内、小、循、神内、<br>呼、胃、リ、ア | 0 |
| 89 | 中　　谷　　医　　院 | 通２-2646-1 | 41-3591 | 内、循内、神内、消内、<br>心内 | 0 |
| 90 | 中　山　内　科　医　院 | 通２-2739 | 21-6495 | 内 | 0 |
| 91 | 西　　田　　医　　院 | 小俣町1789-1 | 65-0088 | 内、消内、循内、呼<br>内、整外、他 | 0 |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 診療科目 | 病床数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 92 | はじか外科内科 | 葉鹿町1-16-2 | 64-8437 | 外、内、肛、他 | 0 |
| 93 | 平沢内科医院 | 緑町１-5-2 | 21-3567 | 内、胃、循、呼、消 | 0 |
| 94 | 深井眼科医院 | 通４-2796 | 21-2811 | 眼 | 0 |
| 95 | 深澤医院 | 借宿町311 | 71-0376 | 内、消 | 0 |
| 96 | 福地医院 | 西新井町3178 | 71-2161 | 内、精、神内、消、リハ | 0 |
| 97 | 藤澤内科医院 | 葉鹿町324 | 62-0031 | 内、小 | 0 |
| 98 | ふじさわみみはなのどクリニック | 葉鹿町324-5 | 65-1387 | 耳、他 | 0 |
| 99 | 伏島医院 | 里矢場町1985-2 | 71-3010 | 内、消、循、小 | 0 |
| 100 | 伏島クリニック | 朝倉町3-3-1 | 70-3085 | 消、肛 | 12 |
| 101 | 堀江皮フ科クリニック | 堀込町92-1 | 72-1117 | 皮 | 0 |
| 102 | 増田医院 | 上渋垂町72－１ | 72-5288 | 内、精、神内、心内 | 0 |
| 103 | 松山内科医院 | 八幡町１-6-6 | 72-2870 | 内 | 0 |
| 104 | みくりや整形外科 | 島田町822-6 | 73-7373 | 整外 | 0 |
| 105 | みどり眼科クリニック | 千歳町30-8 | 43-2340 | 眼 | 0 |
| 106 | みなみ眼科 | 福居町184-1 | 72-3730 | 眼 | 6 |
| 107 | もりぐちクリニック | 福居町506 | 73-0860 | 内、泌 | 0 |
| 108 | 柳田医院 | 福居町589 | 71-2301 | 内、小、外、皮、泌 | 0 |
| 109 | 山浦内科医院 | 五十部町1256-5 | 21-6653 | 内、小、皮 | 0 |
| 110 | 横山皮膚科医院 | 伊勢町3-8-14 | 41-3913 | 皮 | 0 |
| 111 | 両毛クリニック | 中川町3546-5 | 72-5522 | 内、腎、糖、他 | 19 |
| 112 | わたなべ整形外科 | 寿町9-28 | 43-2772 | 整外、リハ、麻、内、リ、他 | 0 |
| 合計 | | | | | 173 |

**助産施設**

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | いしの母児教室 | 鹿島町3-690-4 | 62-2069 | |
| 2 | 相澤母乳育児コンサルタント | 本城３-2010-4 | 42-5256 | 出張のみ |
| 3 | さくら助産院 | 緑町１-3251-J | 21-8681 | 出張のみ |

**透析を実施している病院・診療所**

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 1 | 足利赤十字病院 | 五十部町284－1 | 21-0121 |
| 2 | 足利第一病院 | 大月町1031 | 44-1212 |
| 3 | 足利中央病院 | 下渋垂町447 | 72-8401 |
| 4 | 長﨑病院 | 伊勢町１-4-7 | 41-2230 |
| 5 | 足利腎クリニック | 伊勢南町9-5 | 43-1760 |
| 6 | 両毛クリニック | 中川町3546-5 | 72-5522 |

**資料 86**

＜震災応急 p50＞

# 緊急医療班診療記録

○○緊急医療班
班　長　氏　名　　　　　　　　印

| 年　月　日 | 患　者　氏　名 | 年　令 | 病　　名 | 措　置　概　要 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

**資料 87**

＜震災応急 p50＞

# 緊急医療班医薬品衛生材料使用簿

○○緊急医療班
班　長　氏　名　　　　　　　　印

| 品　　名 | 単位呼称 | 単　　価 | 摘　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

注　１　摘要欄に受入先を記入すること。
　　２　備考欄に払高数量（使用量）に対する金額を記入すること。

**資料 88**

＜震災応急 p50＞

# 緊急医療班の編成及び活動記録

| 期　　間 | 診療患者数 | 死体検案数 | 班　の　編　成 | 班長職氏名 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注　1　診療患者数欄は、延人員数を記入すること。
　　2　班の編成欄は職種ごとの人員数を記入すること。

**資料 89**

＜震災応急 p50＞

# 医療品衛生材料受払簿

| 品　名 | | 単位呼称 | |
|---|---|---|---|

| 年　月　日 | 摘　　　　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注　1　摘要欄に購入先又は受入先、払出先を記入すること。

　　2　備考欄に購入単価及び金額を記入すること。

**資料 90**

＜震災応急 p50＞

# 病院診療所医療実施状況

| 診療機関名 | 診療期間 | 診療人員（延） | | 診療報酬点数 | 金額 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | 入院 | 通院 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

# 助　産　台　帳

| 分娩年月日 | 助　産　場　所 | 分 娩 者 氏 名 | 年　令 | 分娩介助者名 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注　備考欄には、出生児の性別、体重及び分娩時の経過概要を記入すること。

# 市有車両現況

＜震災応急p54＞

| | 所属 | 車両 | 台数 | 乗車人数又は積載 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総務部 | 経営管理課 | 普通乗用 | 5 | 5人 | 市長車、契約検査課リーフ含む |
| | | 小型乗用 | 4 | 5人 | |
| | | ワゴン車 | 1 | 8人 | |
| | | 軽乗用車 | 6 | 4人 | |
| | | 軽貨物車 | 3 | 4人 | |
| | 収税課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | 人権・男女共同参画課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | 隣保館 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| 政策推進部 | 映像のまち推進 | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | 広報課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| 福祉部 | 社会福祉課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | 障がい福祉課 | 普乗用車 | 1 | 47人 | 福祉バス(リフト付大型)　車椅子2席含む |
| | | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | いきいき長寿課 | 軽乗用車 | 2 | 4人 | アルトほか |
| | | 軽貨物車 | 1 | 4人 | 元気アップ号 |
| | | 小型乗用 | 1 | 8人 | 養護老人ホーム(ワゴン車) |
| | 介護保険課 | 軽貨物車 | 2 | 4人 | |
| | | 軽乗用車 | 8 | 4人 | |
| | こども課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | | 普通乗用 | 1 | 10人 | |
| | 児童家庭課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | 健康増進課 | 小型貨物 | 1 | 5人 | |
| | | 特殊四輪 | 2 | 4人 | レントゲン車 |
| | | 軽貨物車 | 4 | 4人 | |
| | | 軽乗用車 | 2 | 4人 | |
| 生活環境部 | クリーン推進課 | 小型貨物 | 2 | 5人 | |
| | 環境政策課 | 小型乗用 | 1 | 5人 | 防災無線車 |
| | | 軽貨物車 | 1 | 4人 | |
| | 市民課 | 特種四輪 | 2 | 25人 | 霊柩車 |
| 産業観光部 | 商工振興課 | 小型乗用 | 1 | 8人 | ワゴン車 |
| | 産業開発課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | 農政課 | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | | 軽貨物車 | 2 | 4人 | |
| | | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | 農林整備課 | 軽貨物車 | 1 | 2人 | |
| 都市建設部 | 都市計画課 | 小型乗用 | 1 | 5人 | 防災無線車 |
| | 交通政策課 | 軽貨物車 | 1 | 4人 | |
| | | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | 建築指導課 | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | 市街地整備課 | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | | 小型貨物 | 1 | 5人 | |
| | | 小型貨物 | 3 | 5人 | 山辺西部土地区画整理事務所(2) |
| | | 軽貨物車 | 1 | 4人 | |
| | 道路河川整備課 | 小型乗用 | 2 | 5人 | |
| | | 軽乗用車 | 5 | 4人 | |
| | | 普通乗用 | 1 | 5人 | |
| | 道路河川保全課 | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | | 軽貨物車 | 3 | 4人 | |
| | | 〃 | 1 | 2人 | |
| | 道路河川管理事務所 | 普通貨物 | 2 | 3人 | 5t(1台)、クレーン車(1台) |
| | | 小型貨物 | 11 | 3人 | 2tダンプ、1tトラックバン |
| | | 特殊四輪 | 2 | 5人 | 内1台、防災無線車 |
| | 建築住宅課 | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | | 小型貨物 | 2 | 5人 | |
| | | 軽貨物車 | 1 | 4人 | |

| | 所　　属 | 車　　両 | 台数 | 乗車人数又は積載 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局 | 議　事　課 | 普通乗用 | 1 | 5人 | 議長車 |
| 上下水道部 | 上下水道総務課 | 軽貨物車 | 4 | 4人 | |
| | | 普通乗用 | 1 | 5人 | |
| | 工　務　課 | 小型貨物 | 1 | 3人 | |
| | | 軽貨物車 | 14 | 4人 | |
| | | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | | 特殊四輪 | 1 | 3人 | 給水車 |
| | 下　水　道　課 | 小型貨物 | 2 | 5人 | |
| | | 軽貨物車 | 2 | 4人 | うち水処理センター1台 |
| | | 小型乗用 | 3 | 5人 | うち水処理センター1台 |
| | | 特殊四輪 | 1 | | 検査測定車 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習課 | 特種四輪 | 1 | | 図書館バス |
| | | 小型貨物 | 1 | 5人 | |
| | | 軽貨物車 | 17 | 4人 | |
| | | 小型乗用 | 1 | 5人 | 青少年センター |
| | | 小型貨物 | 1 | 3人 | 〃 |
| | 学校管理課 | 自家用乗 | 4 | | 37人×1台、62人×2台、46人×1台 |
| | | 普通乗用 | 1 | | 10人×1台 |
| | | 小型乗用 | 1 | | 5人×1台 |
| | | 軽乗用車 | 1 | 4人 | |
| | | 普通貨物 | 2 | | 3人×1台、5人×1台 |
| | | 軽貨物車 | 2 | 2人 | |
| | 学校給食課 | 普通貨物 | 4 | | 給食担当(給食運搬車) |
| | | 軽貨物車 | 2 | 4人 | 〃 |
| | 文　化　課 | 小型乗用 | 2 | | 5人×1台、8人×1台(市立美術館) |
| | | 小型貨物 | 2 | | 4人×1台、2人×1台 |
| | 史跡足利学校事務所 | 小型乗用 | 1 | 5人 | |
| | 市民スポーツ課 | 普通乗用 | 1 | | 8人×1台 |
| | | 小型貨物 | 1 | 3人 | |

＜震災応急 p54＞

# 車両用燃料調達先

（平成２７年４月１日現在）

| 名　　　称 | 所 在 地 | 電　　話 | 貯 蔵 量（ﾘｯﾄﾙ） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ガソリン | 軽 油 |
| アサヒ商会㈱足利給油所 | 芳町 13-1 | (41)0734 | 40,000 | 20,000 |
| 両毛丸善㈱足利南給油所 | 借宿町 1-1 | (71)2550 | 40,000 | 20,000 |
| ㈲新井石油 | 西新井町 3348-3 | (71)9440 | 20,000 | 10,000 |
| 太陽鉱油㈱50 号足利ステーション | 堀込町 169-1 | (71)8810 | 28,500 | 47,500 |
| ㈲橋本商事 | 県町 1033 | (71)3575 | 25,000 | 14,000 |
| ㈲山崎油店 | 大前町 206 | (62)0228 | 20,000 | 10,000 |
| ㈲京屋商店 | 葉鹿町 394-2 | (62)0421 | 20,000 | 10,000 |
| ENEOS ﾌﾛﾝﾃｨｱ Dr.Drive 江川町店 | 江川町１丁目 19-17 | (42)1133 | 30,000 | 10,000 |
| ENEOS ﾌﾛﾝﾃｨｱ Dr.Drive 福富店 | 福富町 328-1 | (73)5690 | 40,000 | 10,000 |
| ㈱東日本宇佐美 50 号線足利給油所 | 久保田町 168-1 | (73)7338 | 40,000 | 50,000 |
| ㈲二ノ宮石油 | 寿町 11-1 | (41)0089 | 30,000 | 10,000 |
| 両毛丸善㈱問屋町給油所 | 問屋町 353-10 | (72)4343 | 75,000 | 40,000 |
| 中央シェル石油販売㈱足利イースト | 常見町 116 | (42)0835 | 50,000 | 10,000 |
| 中央シェル石油販売㈱北プラザ | 江川町 2-9-15 | (41)1117 | 50,000 | 20,000 |
| ENEOS ｳｲﾝｸﾞ Dr.Drive ﾙｰﾄ 50 足利 TS | 下渋垂町 700-1 | (73)8100 | 35,000 | 70,000 |
| 松島石油㈱足利助戸給油所 | 助戸３丁目 408-1 | (43)0611 | 66,500 | 19,000 |
| 中央シェル石油販売㈱東武えきまえ | 田中町 169-1 | (72)5455 | 45,000 | 15,000 |
| 中央シェル石油販売㈱ﾖｰｸﾀｳﾝまえ | 朝倉町２丁目 22-8 | (72)7755 | 50,000 | 15,000 |
| 三菱石油㈱ | 西新井町 3346-1 | (73)5338 | 45,000 | 60,000 |
| ㈱ﾃﾞｨｰ･ｴﾑ･ｶﾞｽｽﾃｰｼｮﾝ足利店 | 大月町 3-2 | (43)8113 | 58,000 | 16,000 |
| 両毛丸善㈱旭町給油所 | 旭町 847-8 | (43)0308 | 49,000 | 28,500 |
| 両毛丸善㈱御厨給油所 | 福居町 2206-1 | (72)0605 | 96,000 | 48,000 |
| ㈱カネジン | 大前町 791-8 | (62)3713 | 30,000 | 10,000 |

（注）　軽油 10,000 ﾘｯﾄﾙ以上を貯蔵するガソリンスタンド

※澤田藤商店　廃止削除

＜震災応急 p55＞

# 緊急通行車両確認証明書

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

［緊急通行車両確認証明書］

<table>
<tr><td colspan="4">第　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日<br><br>緊急通行車両確認証明書<br><br>知事　　　　　　　　　印<br>公安委員会　　　　　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に標示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　目　的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

**資料 95**

＜震災応急 p55＞

# 輸　送　記　録　簿

| 年　月　日 | 目　的 | 輸送区間 | | 使用車輛等 | | 輸送担当者 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 区間 | 距離 | 種類 | 台数 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

注　1　県有車又は市有車借上車別に記録すること。

　　2　県有車又は市有車の場合は、郵送担当者欄に車輛ナンバーを記入すること。

　　3　上車の場合は、有無償を問わず記入すること。

　　4　金額欄には運送費又は借上費を記入すること。

　　5　備考欄に業者名を記入すること。

資料 96

＜震災応急 p55＞

# 燃料及び消耗品受払簿

| 品　名 | | 単位呼称 | |
|---|---|---|---|

| 年　月　日 | 摘　　　　　　　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注　1　県有車及び市有車、借上車別に記録すること。
　　2　摘要欄に購入先又は受入先、払出先を記入すること。
　　3　備考欄に購入単価、金額を記入すること。

＜震災応急 p55＞

# 修 繕 費 支 払 簿

| 輸 送<br>年月日 | 目 的 | 故 障<br>年月日 | 故障<br>場所 | 故障車輌等 | | 故障の概要 | 修 繕<br>年月日 | 修繕費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 車輌ﾅﾝﾊﾞｰ | 所有者 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

注　1　県有車及び市有車、借上車別に記録すること。

　　2　故障の概要欄に故障の原因及び故障箇所を記入すること。

　　3　備考欄に修理先を記入すること。

**資料 98**

＜震災応急 p66＞

## 本市における水道施設の現況

| 施 設 名 | | 所 在 地 | 揚水（浄水）能力 m³／日 | 最大貯水量 m³ | 池数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 上水道 | 今 福 浄 水 場 | 今福町545 | 19,000 | 270 | 2 |
| | 大 前 〃 | 大前町71 | 22,000 | 414 | 2 |
| | 坂 西 〃 | 小俣南町38－5 | 6,000 | 3,150 | 2 |
| | 白 髭 〃 | 小俣町1061 | 2,400 | 1,300 | 1 |
| | 稲 岡 〃 | 稲岡町384－2 | (900) | 1,650 | 1 |
| | 西新井 〃 | 西新井町3175 | 1,300 | 200 | 1 |
| | 天 王 〃 | 福居町405 | 3,400 | 800 | 1 |
| | 南 部 〃 | 西新井町1839 | (2,800) | 11,000 | 2 |
| | 中 川 〃 | 中川町3560 | 26,400 | 1,442 | 2 |
| | 浄 水 場 計 | | 80,500 | 20,226 | 14 |
| | 緑 町 配 水 場 | 緑町一丁目3780 | | 5,100 | 3 |
| | 山 下 〃 | 山下町2768 | | 10,800 | 3 |
| | 江 川 〃 | 江川町587－2 | | 1,000 | 1 |
| | 小 俣 〃 | 小俣町1827 | | 460 | 1 |
| | 松 田 〃 | 松田町2862－2 | | 297 | 1 |
| | 毛 野 〃 | 宮北町20-13 | | 2,300 | 1 |
| | 名草中町 〃 | 名草中町5358－2 | | 250 | 2 |
| | 名草上町 〃 | 名草上町4800－1 | | 188 | 2 |
| | 本 城 〃 | 本城一丁目4132 | | 2,000 | 2 |
| | 上松田 〃 | 松田町2741 | | 240 | 2 |
| | 配 水 場 計 | | | 22,635 | 18 |
| | 合 計 | | 80,500 | 42,861 | 32 |

※（　　）は予備水源を示す。

**資料 99**

＜震災応急 p66＞

## 本市の保有する給水車及び水槽付消防ポンプ車等の現況

| 種 別 | 容量（ﾘｯﾄﾙ） | 台数（台） | 所 属 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 給 水 車 | 2,000 | 1 | 上下水道部 | |
| 消防ポンプ付水槽車 | 10,000 | 1 | 消 防 署 | 中央消防署水槽車 |
| 水槽付消防ポンプ車 | 1,500 | 1 | 〃 | 東分署水槽車 |
| 〃 | 1,500 | 1 | 〃 | 南分署水槽車 |
| 化 学 車 | 1,000 | 1 | 〃 | 中央消防署化学車 |
| 〃 | 1,000 | 1 | 〃 | 西分署化学車 |
| 〃 | 1,000 | 1 | 〃 | 河南消防署化学車 |
| 消 防 ポ ン プ 車 | 700 | 1 | 〃 | 中央消防署<br>ポンプ1号車 |

＜震災応急 p66＞

# 飲 料 水 供 給 記 録 簿

| 供給年月日 | 供 給 地 区 | 対象人員 | 給　水　用　機　器 | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 名　称 | 数　量 | 所　有　者 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

注　１　給水機器は借上したものも記入するものとし、有償の場合には備考欄に金額を記入すること。

　　２　対象人員は概数を記入すること。